

2026年5月28日

各位

会社名 株式会社エー・ピーホールディングス  
代表者名 代表取締役会長 兼 社長 米山 久  
(コード: 3175 東証スタンダード)  
問合せ先 経営企画・IR室 室長 坂上 輝瑛  
(TEL. 03-6435-8440)

### 第三者割当による普通株式及び優先株式の発行、定款の一部変更並びに資本金等の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、次の①から⑤までの各事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① 第三者割当の方法により、株式会社NIGITA（以下「NIGITA」といいます。）に対して、普通株式を発行すること（以下「本普通株式第三者割当増資」といいます。）
- ② 2026年6月25日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、第三者割当の方法によるC種優先株式（以下「本C種優先株式」といいます。）の発行及び本優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）等に係る議案の承認が得られることなどを条件として、第三者割当の方法により、サントリー株式会社（以下「サントリー」といいます。）に対して、本C種優先株式を発行すること（以下「本優先株式第三者割当増資」といいます。）、本普通株式第三者割当増資及び本優先株式第三者割当増資とあわせて、「本第三者割当増資」といいます。）
- ③ 2026年6月25日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本C種優先株式に係る第三者割当増資に係る議案の承認が得られることを条件として、本C種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと
- ④ 本第三者割当増資に係る払込みが行われることを停止条件とし、2026年6月30日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少させること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）
- ⑤ 本定時株主総会に、本定款変更に係る議案（以下「本付議議案」といいます。）を付議すること

#### I. 本第三者割当増資について

##### 1. 募集の概要

###### A. 普通株式

|              |   |
|--------------|---|
| (1) 払込期日     | 2026年6月30日                                |
| (2) 発行新株式数   | 普通株式 109,052株                             |
| (3) 発行価額     | 1株につき 917円                                |
| (4) 調達資金の額   | 100,000,684円                              |
| (5) 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法により NIGITA に普通株式 109,052株を割り当てます。 |

|           |   |
|-----------|---|
| (6) そ の 他 | 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生していることが条件となります。 |
|-----------|---|

B. 本C種優先株式

|                     |  |
|---------------------|--|
| (1) 払 込 期 日         | 2026年6月30日   |
| (2) 発 行 新 株 式 数     | C種優先株式 150株  |
| (3) 発 行 価 額         | 1株につき1,000,000円  |
| (4) 調 達 資 金 の 額     | 150,000,000円   |
| (5) 募 集 又 は 割 当 方 法 | 第三者割当の方法によりサントリーに本C種優先株式150株を割り当てます。   |
| (6) そ の 他           | <p>別紙1「株式会社エー・ピーホールディングスC種優先株式 発行要項」をご参照ください。</p> <p>上記各号については、本定時株主総会において本付議議案が承認されることが条件となります。</p> <p>本C種優先株式については、当社が剰余金の配当を行うときは、本C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」といいます。）に対して、普通株主に先立ち、優先配当金を支払うこととされており、また、当社が剰余財産を分配するときは、C種優先株主に対して、普通株主に先立ち、一定の金銭を支払うこととされており、</p> <p>C種優先株主は、株主総会において議決権を有しておりません。</p> <p>また、本C種優先株式については、金銭の交付と引き換えに、当該C種優先株式の全部又は一部を取得する取得条項が付されるとともに、C種優先株主が金銭の交付と引き換えに当該C種優先株式の取得を請求することができる請求権が付されており、</p> <p>なお、本C種優先株式第三者割当増資に係る払込みは、大要、以下の条件が全て充足していることを条件としております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社法の定めに従い当社の取締役会及び株主総会により本C種優先株式の発行及び株主総会により本C種優先株式を発行するために会社法上必要となる定款変更に係る決議が行われたこと、並びに、当該決議を示す当社の株主総会及び取締役会議事録の抄本（いずれも当社の代表取締役の代表印による原本認証が付されたもの）がサントリーに交付されたこと。</li> <li>(2) 当社の株主名簿がサントリーに交付できる状態にあること。</li> <li>(3) 当社の資産、事業、経営、財務状態若しくは業績見込み、本C種優先株式の価値に重大な悪影響が生じる事態又はそのおそれが発生又は発覚していないこと。</li> <li>(4) 本契約において当社によってなされた表明保証の各々が、本契約締結日及び本期日において真実かつ正確であること。</li> <li>(5) サントリーに対して、前各号に定める条件の充足を確認するために、サントリーが当社に合理的に要求する一切の書類及び証拠が交付されていること。</li> </ol> |

## 2. 本第三者割当増資の目的及び理由

### (1) 本第三者割当増資に至る経緯及び目的

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経営環境下において、不採算店舗の整理、業態の絞り込み、および財務基盤の立て直しを柱とする事業構造改革を断行してまいりました。2026年3月期において、これら一連の構造改革は完了し、当社は今期より、持続的な企業価値向上を目指す本格的な「成長フェーズ」へと移行しております。

現在、外食産業を取り巻く環境は、原材料価格の高騰や人件費の上昇といったコストプッシュ型のインフレ圧力が継続しております。大手チェーンによる低価格路線の競争が激化する一方、消費者の価値観は「真に価値のある食体験」へとシフトしております。このような環境下において、当社が主戦場とする中価格帯の「レアマス市場（希少な大衆市場）」は、大手チェーンの安売りモデルとは一線を画す独自のポジションであり、当社の「本物の価値」を提供するビジネスモデルが最も優位性を発揮できる領域であると確信しております。本第三者割当増資による資金調達は、この好機を確実に捉え、当社の成長戦略を加速させるために不可欠なものであります。当社は、構造改革によって構築した筋肉質な経営体質を基盤とし、調達資金を機動的に成長領域へ投下することで、シェアの拡大と中長期的な企業価値の最大化を図ってまいります。これら一連の成長戦略を早期かつ確実に実行するため、本手法による資金調達が最適であると判断いたしました。

### (2) 本第三者割当増資を選択した理由

当社は、本第三者割当増資の実施を決定するまでに、様々な資金調達のための手法について比較検討を行いました。以下の理由から、本第三者割当増資の方法により資金調達を行うことが、既存の株主にとっても本第三者割当増資による株式の希薄化を上回るメリットが期待できる当社にとって最適な選択肢であるとの判断に至りました。

まず、公募増資による株式の発行については、十分な金額の資金を調達できるかの見通しが不透明であるうえ、引受審査等といった検討や準備等に多くの時間を要してしまう可能性があり、実施の可否自体が株価動向や市場全体の動向に大きく左右されるところ、決算発表、並びに四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係上、実施までに数か月程度の時間を要してしまうケースも多く、資金調達の機動性に欠ける面があることから、今回の資金調達の手法としては適切ではないと判断いたしました。

次に、株主割当増資による株式の発行については、株主の資力を把握できないことから、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、調達金額を想定することが非常に困難となり、不十分な資金調達や過大な資金調達となってしまうリスクがあることから、今回の資金調達の手法としては適切ではないと判断いたしました。

新株予約権付社債の発行については、発行時点で必要額を確実に調達できるというメリットが存在するものの、発行後に株式への転換が行われないままであると、当社の負債金額が増加したままとなり、当社の借入余力を圧迫し、借入需要が生じた場合に、当社が借入を実施できなくなるリスクがあると考えられます。また、社債の償還を行う場合には、多額の資金が必要となる場合、かかる資金を確保できるかの見通しが不透明であるといえます。以上により、新株予約権付社債の発行は、今回の資金調達の手法としては適切ではないと判断いたしました。

行使価額修正条項付新株予約権の発行については、新株予約権者による権利行使があった時点において行使価額に発行株式数を乗じた金額の資金調達がなされるものであり、即時に資金調達を行うことが困難であるとともに、行使価額修正条項が付されることに伴い、今後当社の株価が下落した場合、当初想定していた金額の資金を調達できない可能性が高いことから、今回の資金調達の手法としては適切ではないと判断いたしました。

株主全員に対する新株予約権無償割当（ライツ・オファリング）による新株予約権の発行に

については、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使を株主の決定に委ねるノンコミットメント型ライツ・オフアリングが考えられるところ、コミットメント型ライツ・オフアリングについては引受手数料等のコストが増大することが予想され、時価総額や株式の流動性による調達金額の限界もあると考えられます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについては、株主割当増資による株式発行と同様、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、調達金額を想定することが非常に困難となると考えられます。以上により、株主全員に対する新株予約権無償割当（ライツ・オフアリング）による新株予約権の発行は、今回の資金調達的手法としては適切ではないと判断いたしました。

普通社債又は銀行からの借入については、今回の資金調達が、当社の債務超過解消に向けた資本増強が主な目的の1つであるところ、当社の負債金額を増加させてしまうこれらの方策は、今回の資金調達的手法としては適切ではないと判断いたしました。

一方、本第三者割当増資は、当社が、第三者割当の方法により普通株式及び本C種優先株式を発行することによって資金を調達するものであるところ、既に割当予定先を確保していることからすれば、当社において必要とする資金を即時かつ確実に調達することが可能であることから、今回の資金調達的手法として、最適な選択肢であると判断いたしました。

なお、本普通株式第三者割当増資は、株主の皆様にとっては、後記「5. 発行条件等の合理性」 「A. 普通株式」 「(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、最大0.84%の株式の希薄化が生じるというデメリットがありますが、一方で、本普通株式第三者割当増資は、当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応及び債務超過の解消をはじめとした当社の財務体質の抜本的な改善が可能となるメリットがあり、当社の株式価値の向上に資するものと判断しております。

また、本第三者割当増資は、当社の普通株式のみならず、議決権制限株式会社である本C種優先株式の発行によっても資金調達を行うものであるところ、本C種優先株式については、株主総会における議決権がないうえ、普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項が付されていないため、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じないものと考えております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|---------|-----------|---------|
| 250 百万円 | 8 百万円     | 242 百万円 |

(注) 1. 払込金額の総額は、本第三者割当増資のうち普通株式の発行に係る払込金額の総額 100 百万円と本C種優先株式に係る払込金額の総額 150 百万円の合計額（250 百万円）であります。

(注) 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用 400 万円、登録免許税及び司法書士費用合計 124 万円、株式価値算定費用 22 万円、反社会的勢力調査費用 187 万円並びに東京証券取引所への追加上場料 10 万円等を見込んでおります。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本第三者割当増資により調達する差引手取概算額 242 百万円の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりであります。

| 具体的な使途              | 金額      | 支出予定時期                    |
|---------------------|---------|---------------------------|
| ① 新規出店に伴う設備投資資金     | 150 百万円 | 2026 年 7 月～<br>2027 年 6 月 |
| ② 業態転換及び既存店リニューアル資金 | 92 百万円  | 2026 年 7 月～<br>2027 年 6 月 |

|    |         |
|----|---------|
| 合計 | 242 百万円 |
|----|---------|

(注) 調達した資金については、実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

上記の差引手取概算額 242 百万円に関する、より具体的な使途につきましては以下のとおりです。

① 新規出店に伴う設備投資資金

成長業態の積極的な新規出店により、首都圏の優良な商業施設を中心に、中高級業態や「立ち寿司」業態の出店を強化いたします。福井県や茨城県つくば市における地方都市出店の成功事例をロールモデルとし、地方拠点都市への展開も並行して進めることで、年間 10 店舗程度の新規出店を目指してまいります。

本第三者割当増資による手取金のうち 150 百万円については、2027 年 6 月までに、新規出店に伴う設備投資資金として充当する予定であります。

② 業態転換及び既存店リニューアル資金

インフレ環境下においても高い収益性を維持するため、既存店のうちマーケットと提供価値に乖離が生じている店舗については、高単価・高付加価値業態への転換を進めます。「やきとりスタンダード中野北口店」や「宮崎県日南市 塚田農場 名鉄岐阜駅前店」における業態転換後の成功実績を背景に、市場ニーズに即した「マーケットイン型」の店舗再生を加速させ、グループ全体の収益力を底上げいたします。

本第三者割当増資による手取金のうち 92 百万円については、2027 年 6 月までに、業態転換及び既存店リニューアル資金として充当する予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載のとおり使途に充当することにより、当社の企業価値の向上に資するものであり、最終的には、当社の既存株主の利益向上に繋がるものと考えられており、本第三者割当増資の資金使途については合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

A. 普通株式

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本普通株式第三者割当増資における普通株式の発行価額につきましては、直近の当社普通株式の株価が当社の株主価値を適正に表していると考えられることから、2026 年 5 月 28 日付の本取締役会決議の前営業日である 2026 年 5 月 27 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 917 円といたしました。これは、本取締役会決議の日の直前のマーケット・プライスであり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の株主価値を適切に反映した合理的なものであると判断しております。

なお、当該発行価額 917 円は、本取締役会決議日の前営業日である 2026 年 5 月 27 日の直前 1 ヶ月間 (2026 年 4 月 28 日から 2026 年 5 月 27 日) における当社普通株式の終値の平均 922 円 (円未満四捨五入) に対してプレミアム率は▲0.54% (ディスカウント率は 0.54%)、同直前 3 ヶ月間 (2026 年 2 月 28 日から 2026 年 5 月 27 日) における当社普通株式の終値の平均 931 円 (円未満四捨五入) に対してプレミアム率は▲1.50% (ディスカウント率は 1.50%)、同直前 6 ヶ月間 (2025 年 11 月 28 日から 2026 年 5 月 27 日) における当社普通株式の終値の平均 942 円 (円未満四捨五入) に対してプレミアム率は▲2.65% (ディスカウント率は 2.65%) となります。

また、当社は上記発行価額の算定根拠について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

なお、当社監査等委員会 (監査等委員 3 名、うち 3 名が社外取締役) から、取締役会におけ

る上記算定根拠による発行価額の決定は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしており、上記指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に対し特に有利な条件でなく、適法である旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当増資による新株発行株式数 109,052 株は、2026 年 5 月 28 日時点の当社発行済株式総数 12,992,202 株に対して、0.84% (2025 年 9 月 30 日時点の総議決権数 127,533 個に対する議決権数の割合は 0.85%) であります。また、今回予定している第三者割当増資による当社の財務基盤増強は、当社の企業価値向上、ひいては既存株主の皆様利益向上に資するものと考えており、本普通株式第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

B. 本C種優先株式

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、2025 年 8 月以降、割当予定先との間で本優先株式第三者割当増資に係る出資の方法及び内容に関する交渉を重ねてまいりました。そして、交渉を重ねた結果、2026 年 1 月に当社として条件面も含め合理的と判断する内容で割当予定先との合意に至ったことを受け、本C種優先株式については払込金額を 1 株当たり 1,000,000 円と決定いたしました。

また、当社は、当社から独立した第三者評価機関である茄子評価株式会社 (以下「茄子評価」といいます。) に対して本C種優先株式の価値算定を依頼し、本C種優先株式の価値算定書 (以下「本C種優先株式算定書」といいます。) を取得しております。茄子評価は、本C種優先株式に付された諸条件と一定の前提を踏まえて、本C種優先株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるディスカウントキャッシュフロー法を採用し、本C種優先株式の公正価値を算定しております。本C種優先株式の払い込み金額は、茄子評価が算定した株式価値のレンジの範囲内となっており、当社としては、茄子評価によるC種優先株式算定書における上記評価結果、及びC種優先株式は客観的な市場価値がなく、種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ること等を総合的に判断し、会社法第 199 条第 2 項及び第 3 項並びに第 309 条第 2 項に基づき、本株主総会での有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として、C種優先株式を発行することといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本C種優先株式を 150 株発行することにより、総額 150,000,000 円を調達いたしますが、上述した本第三者割当増資の目的及び資金使途に照らしますと、本C種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、本C種優先株式については、株主総会における議決権がないうえ、普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項が付されていないため、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じません。

6. 割当予定先の選定理由等

A. 普通株式

(1) 割当予定先の概要

|               |                              |
|---------------|------------------------------|
| (1) 商号        | 株式会社NIGITA                   |
| (2) 本店所在地     | 神奈川県相模原市南区相武台一丁目 19 番 10 号   |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 饒田 俊明                  |
| (4) 事業内容      | 酒類の販売、米穀及び食料品の販売、株式投資ならびに債券投 |

|                         |                              |               |               |
|-------------------------|------------------------------|---------------|---------------|
|                         | 資                            |               |               |
| (5) 資本金                 | 50 百万円                       |               |               |
| (6) 設立年月日               | 昭和 57 年 4 月 20 日             |               |               |
| (7) 発行済株式数              | 600 株                        |               |               |
| (8) 決算期                 | 4 月                          |               |               |
| (9) 従業員数                | 718 名                        |               |               |
| (10) 主要取引先              | 株式会社ハイディ日高 等                 |               |               |
| (11) 主要取引銀行             | 株式会社三菱 UFJ 銀行                |               |               |
| (12) 大株主及び持株比率          | 饒田グループホールディングス株式会社 100%      |               |               |
| (13) 上場会社と割当予定先との関係     |                              |               |               |
| 資本関係                    | 該当事項はありません。                  |               |               |
| 人的関係                    | 該当事項はありません。                  |               |               |
| 取引関係                    | 当該会社との間で、飲材仕入れにかかるとの取引があります。 |               |               |
| (14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 |                              |               |               |
| 決算期                     | 2023 年 4 月期                  | 2024 年 4 月期   | 2025 年 4 月期   |
| 純資産 (千円)                | 5,380,109                    | 6,946,526     | 9,106,126     |
| 総資産 (千円)                | 14,657,265                   | 17,129,568    | 19,516,330    |
| 1 株当たり純資産 (円)           | 11,447,040.92                | 14,779,844.00 | 19,374,737.22 |
| 売上高 (千円)                | 36,007,396                   | 44,179,157    | 49,214,450    |
| 営業利益 (千円)               | 1,054,761                    | 2,281,657     | 2,498,033     |
| 経常利益 (千円)               | 1,642,508                    | 3,024,339     | 3,480,055     |
| 当期純利益 (千円)              | 1,146,805                    | 1,966,417     | 2,420,635     |
| 1 株当たり<br>当期純利益 (円)     | 2,440,011.52                 | 4,183,866.90  | 5,150,287.44  |
| 1 株当たり配当金 (円)           | 638,297.87                   | 851,063.82    | 638,297.87    |

(注1) 当社は、NIGITA 及びその役員について、反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かの調査を、第三者調査機関である株式会社トクチョー(住所：東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号フジスタービルディング日本橋9階、代表取締役：荒川 一枝)に依頼し、同社からは、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2026年5月22日付で受領しております。NIGITA、その役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び NIGITA、その役員又は主要株主が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実は、当社の把握する限りありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先である NIGITA は、酒類販売、米穀および食料品の販売を展開しており、長年にわたり当社の主要な取引先の 1 社として、高品質な食材・酒類の安定的な供給を通じて当社の事業運営を支えていただいている重要なビジネスパートナーであります。

同社は、当社の掲げる専門店業態へのシフトや海外展開といった中長期的な成長戦略、および財務基盤の抜本的な強化による企業価値向上の方針に深く賛同しており、今般、当社の財務健全化を資本面から支援したいとの意向をいただいております。

当社といたしましては、同社に当社普通株式の割当を行うことで、取引関係の更なる深化のみならず、当社の経営方針を深く理解する安定株主として中長期的にご支援をいただくことが、当社の財務基盤の安定化、ひいては全てのステークホルダーの皆様の利益に資するものと判断し、同社を割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先であるNIGITAの保有方針に関して、一層の関係強化の目的に鑑み、本普通株式第三者割当増資により取得する当社普通株式を中長期保有する方針である旨を確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、NIGITAについて、資産、資本、現金及び現金同等物等の内容を2026年4月15日時点の同社の保有する預金通帳の写しにおける残高及び2025年4月30日現在の貸借対照表及び2024年4月1日から2025年3月31日までの間の損益計算書に基づき確認した結果、本普通株式第三者割当増資の払込みに必要な資金の調達に問題のないことを確認しております。

B. 本C種優先株式

(1) 割当予定先の概要

|                       |                            |           |           |
|-----------------------|----------------------------|-----------|-----------|
| (1) 商号                | サントリー株式会社                  |           |           |
| (2) 本店所在地             | 東京都港区台場二丁目3番3号             |           |           |
| (3) 代表者の役職・氏名         | 代表取締役 西田 英一郎               |           |           |
| (4) 事業内容              | 酒類・飲料等の製造・販売               |           |           |
| (5) 資本金               | 150億円                      |           |           |
| (6) 設立年月日             | 大正10年12月1日                 |           |           |
| (7) 発行済株式数            | 30万株                       |           |           |
| (8) 決算期               | 12月                        |           |           |
| (9) 従業員数              | 3,128名                     |           |           |
| (10) 主要取引先            | 三菱食品株式会社、国分グループ本社株式会社      |           |           |
| (11) 主要取引銀行           | 株式会社みずほ銀行                  |           |           |
| (12) 大株主及び持株比率        | サントリーホールディングス株式会社 100%     |           |           |
| (13) 上場会社と割当予定先との関係   |                            |           |           |
| 資本関係                  | 該当事項はありません。                |           |           |
| 人的関係                  | 該当事項はありません。                |           |           |
| 取引関係                  | 当該会社との間で、飲材仕入にかかわる取引があります。 |           |           |
| (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 |                            |           |           |
| 決算期                   | 2023年12月期                  | 2024年12月期 | 2025年12月期 |
| 純資産(百万円)              | 315,543                    | 298,084   | 309,981   |
| 総資産(百万円)              | 2,032,703                  | 1,874,417 | 1,892,992 |
| 1株当たり純資産(円)           | -                          | -         | -         |
| 売上高(百万円)              | 744,061                    | 774,897   | 793,094   |
| 営業利益(百万円)             | 68,934                     | 76,694    | 60,185    |
| 経常利益(百万円)             | 74,216                     | 76,578    | 54,516    |
| 当期純利益(百万円)            | 51,544                     | 32,247    | 35,551    |
| 1株当たり<br>当期純利益(円)     | -                          | -         | -         |
| 1株当たり配当金(円)           | -                          | -         | -         |

(注1) 当社は、サントリー及びその役員について、反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かの調査を、第三者調査機関である株式会社トクチョーに依頼し、同社からは、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2026年5月22日付で受領しております。サントリー、その役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実及びサントリー、その役員又は主要株主が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実は、当社の把握する限りありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、2026年3月期において不採算店舗の整理や本部コストの圧縮等の構造改革を完遂し、損益分岐点の引き下げと営業キャッシュ・フローの創出力を向上させたことで、持続的な成長に向けた筋肉質な経営体質を確立いたしました。現在は、成長を牽引する中核戦略として、生産・加工・販売を垂直統合した独自の「6次産業化モデル」の更なる進化と、成長業態の積極的な新規出店に注力しております。具体的には、首都圏の優良商業施設における「立ち寿司」等の出店強化や、地方拠点都市への展開を並行して推進し、年間10店舗程度の新規出店を目指す成長フェーズにあります。生産者のこだわりと消費者の満足を直接結びつけ、高品質な食材を最適な価格で提供するこの一貫体制こそが、当社が最も優位性を発揮できる領域であると確信しております。これら一連の成長戦略を早期かつ確実に実行し、市場シェアの拡大と中長期的な企業価値の最大化を図るためには、機動的な投資を支える強固な財務基盤の構築が不可欠であります。

当社の事業活動に深い理解を有し、長年にわたり強固な協力関係を築いてきたパートナーであるサントリーとの間で資本関係を強化することは、当社の財務健全性を高めるのみならず、市場における当社の社会的信用の補完及び中長期的な企業価値の増大に資するものと確信しております。なお、サントリーに対し発行を予定している本C種優先株式は無議決権株式としており、本優先株式の発行は既存株主の皆様の議決権の希薄化を防止しつつ資本効率の向上を図るものであります。これらの施策を通じて、早期の収益力回復及び持続的な成長を実現することにより、株主の皆様への長期的・持続的な利益還元及び株価の向上を目指していく所存であります。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先から、原則として、本C種優先株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ております。割当予定先は、サントリーホールディングス株式会社（以下「サントリーホールディングス」といいます。）の完全子会社であるところ、払込みに要する資金については、サントリーホールディングスとの間で、払込時までにサントリーに移動させることを合意しているとのことです。当社は、サントリーホールディングスについて、資産、資本、現金及び現金同等物等の内容を2025年12月31日時点の同社の保有する預金通帳の写しにおける残高及び2025年12月31日現在の貸借対照表及び2025年1月1日から2025年12月31日までの間の損益計算書に基づき確認した結果、本優先株式第三者割当増資の払込みに必要な資金の調達に問題のないことを確認しております。

7. 本第三者割当増資後の大株主及び特株比率

(1) 普通株式

| 本第三者割当増資前<br>(2025年9月30日現在) |        | 本第三者割当増資後           |        |
|-----------------------------|--------|---------------------|--------|
| 米山 久                        | 42.80% | 米山 久                | 42.44% |
| MTRインベストメント株式<br>会社         | 5.29%  | MTRインベストメント株<br>式会社 | 5.25%  |
| オイシックス・ラ・大地株式<br>会社         | 4.41%  | オイシックス・ラ・大地株式<br>会社 | 4.37%  |
| 西 陽一郎                       | 3.45%  | 西 陽一郎               | 3.42%  |

|                       |       |                       |       |
|-----------------------|-------|-----------------------|-------|
| 株式会社アップフロントグループ       | 1.15% | 株式会社アップフロントグループ       | 1.14% |
| 株式会社NSK               | 0.86% | 株式会社NSK               | 0.85% |
| ゲームフリーク1号基金投資事業有限責任組合 | 0.83% | 株式会社NIGITA            | 0.85% |
| 里見 順子                 | 0.47% | ゲームフリーク1号基金投資事業有限責任組合 | 0.82% |
| エー・ピーホールディングス従業員持株会   | 0.36% | 里見 順子                 | 0.47% |
| 野村證券株式会社              | 0.29% | エー・ピーホールディングス従業員持株会   | 0.35% |

(注) 1. 募集前の持株比率は、2025年9月30日現在における発行済株式総数（自己株式数を除きます。）を基準としております。

(注) 2. 割当後の大株主及び持株比率は、当社普通株式109,052株が発行された後の発行済株式数に基づき記載しております。

(注) 3. 当社は、上記のほか自己株式125千株(2025年9月30日現在)を保有しております。

(2) 本C種優先株式

| 本第三者割当増資前<br>(2026年3月31日現在) | 本第三者割当増資後      |
|-----------------------------|----------------|
| 該当なし                        | サントリー株式会社 100% |

8. 今後の見通し

本第三者割当増資が、当社の2027年3月期連結業績に与える影響は軽微な見込です。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の連結業績

| 決算期             | 2024年3月期     | 2025年3月期     | 2026年3月期     |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|
| 売上高             | 20,598,568千円 | 21,072,470千円 | 21,821,280千円 |
| 営業利益            | △111,240千円   | 263,490千円    | 845,410千円    |
| 経常利益            | △74,278千円    | 253,003千円    | 721,150千円    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | △452,903千円   | △36,858千円    | 1,135,220千円  |
| 1株当たり当期純利益      | △44.35円      | △7.53円       | 84.49円       |
| 1株当たり配当金        | —            | —            | —            |
| 1株当たり純資産        | △102.14円     | △111.65円     | 87.17円       |

(2) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当する事項はございません。

(3) 最近の株価の状況

|     | 2024年3月期 | 2025年3月期 | 2026年3月期 |
|-----|----------|----------|----------|
| 始 値 | 742円     | 1,030円   | 902円     |
| 高 値 | 1,054円   | 1,054円   | 1,003円   |
| 安 値 | 720円     | 798円     | 798円     |

|     |         |       |       |
|-----|---------|-------|-------|
| 終 値 | 1,030 円 | 902 円 | 895 円 |
|-----|---------|-------|-------|

|     | 2025 年<br>12 月 | 2026 年<br>1 月 | 2026 年<br>2 月 | 2026 年<br>3 月 | 2026 年<br>4 月 | 2026 年<br>5 月 |
|-----|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 始 値 | 959 円          | 957 円         | 991 円         | 980 円         | 908 円         | 916 円         |
| 高 値 | 960 円          | 988 円         | 1,001 円       | 984 円         | 934 円         | 931 円         |
| 安 値 | 948 円          | 957 円         | 986 円         | 895 円         | 908 円         | 915 円         |
| 終 値 | 960 円          | 988 円         | 991 円         | 902 円         | 915 円         | 917 円         |

※5月の株価については、2026年5月27日現在で表示しております。

## II. 本定款変更について

### 1. 本定款変更の目的

本C種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として本C種優先株式を追加し、本C種優先株式に関する規定を新設するものです。

### 2. 本定款変更の内容

上記目的の観点から、別紙2「定款変更案」の通り変更を予定しております。

### 3. 本定款変更の日程（予定）

|                               |            |
|-------------------------------|------------|
| 本定款変更議案に関する本定時株主総会付議に係る取締役会決議 | 2026年5月28日 |
| 本定時株主総会決議                     | 2026年6月25日 |
| 本定款変更の効力発生日                   | 2026年6月25日 |
| 本C種優先株式の発行                    | 2026年6月30日 |

## III. 本資本金等の額の減少について

### 1. 本資本金等の額の減少の目的

早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本資本金等の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

なお、本資本金等の額の減少については、本第三者割当増資に係る払込みを停止条件とします。

### 2. 本資本金等の額の減少の要領

#### (1) 減少すべき資本金の額

本第三者割当増資後の資本金の額 175,000,000 円を 125,000,000 円減少して、50,000,000 円とする。

#### (2) 減少すべき資本準備金の額

本第三者割当増資後の資本準備金の額 125,000,000 円を 125,000,000 円減少して、9,370,000 円とする。

#### (3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおりおこなったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

### 3. 本資本金等の額の減少の日程

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 本資本金等の額の減少に係る取締役会決議 | 2026年5月28日 |
| 債権者異議申述公告           | 2026年5月29日 |
| 債権者異議申述最終期日         | 2026年6月29日 |
| 本資本金等の額の減少の効力発生日    | 2026年6月30日 |

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

以上

別紙1

株式会社エー・ピーホールディングス

C種優先株式 発行要項

1. 募集株式の種類  
C種優先株式
2. 募集株式の数  
150株
3. 募集株式の払込金額  
1株につき1,000,000円(総額150,000,000円)
4. 増加する資本金及び資本準備金  
資本金 1株につき500,000円(総額75,000,000円)  
資本準備金 1株につき500,000円(総額75,000,000円)
5. 払込期日  
2026年6月30日
6. 発行方法  
第三者割当の方法により、サントリー株式会社に募集株式の総数を割り当てる。
7. 譲渡制限  
譲渡によるC種優先株式の取得については、株式会社エー・ピーホールディングスの取締役会による承認を要する。
8. 剰余金の配当
  - (1) C種優先配当金  
甲は、剰余金の配当を行うときは、普通株主に先立ち、C種優先株主に対し、C種優先株式1株につき、次項に定める額の剰余金の配当(以下「C種優先配当金」という。)を、金銭により支払う。
  - (2) C種優先配当金の額  
C種優先配当金の額は、C種優先株式の払込金額(以下「C種払込金額」という。)に対し年2.9%の率を乗じて算出した額とする。
  - (3) 累積条項  
ある事業年度においてC種優先株主に支払った剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積し、普通株主に先立ちC種優先株主に対し支払われる(累積型)。
  - (4) 非参加条項  
C種優先株主に対しては、C種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない(非参加型)。
9. 残余財産の分配
  - (1) 残余財産の分配  
甲は、残余財産を分配するときは、普通株主に先立ち、C種優先株主に対し、C種優先株式1株につき、C種払込金額に未払の累積未払配当金を加算した額を、金銭により支払う。残余財産分配における支払順位は、A種優先株式及びB種優先株式と同順位とする。
  - (2) 非参加条項

C種優先株主に対しては、上記以外の残余財産の分配は行わない。

10. 議決権

C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

11. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

甲は、法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。また、甲は、C種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

12. 取得請求権

C種優先株主は、甲に対し、法令の定める範囲内で、自己の保有するC種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。取得の対価として、C種優先株式1株につき、C種払込金額に未払の累積未払配当金を加算した額を、金銭により支払う。基準価格(複利計算によるピックアップ)は適用しない。

13. 取得条項

甲は、取締役会が別途定める日が到来したときは、法令の定める範囲内で、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。取得の対価は、C種優先株式1株につき、C種払込金額に未払の累積未払配当金を加算した額とする。

以上

## 定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p>第1条～第5条（条文省略）</p> <p>（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）<br/> 第6条 当社の発行可能株式総数は、2,400万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は2,400万株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は1,000株、B種優先株式の発行可能種類株式総数は300株とする。</p> <p>第7条（条文省略）</p> <p>（単元株式数）<br/> 第8条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とし、B種優先株式につき100株とする。</p> <p>第9条～第11条1項（条文省略）</p> <p>第2章の2 A種優先株式<br/> （A種優先配当金）<br/> 第11条の2 当社は、第29条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先株式登録質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、第11条の19に定める支払順位に従い、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率5.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第</p> | <p>第1条～第5条（現行どおり）</p> <p>（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）<br/> 第6条 当社の発行可能株式総数は、2,400万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は2,400万株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は1,000株、B種優先株式の発行可能種類株式総数は300株、<u>C種優先株式の発行可能種類株式総数は150株</u>とする。</p> <p>第7条（現行どおり）</p> <p>（単元株式数）<br/> 第8条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とし、B種優先株式につき100株、<u>C種優先株式につき1株</u>とする。</p> <p>第9条～第11条1項（現行どおり）</p> <p>第2章の2 A種優先株式<br/> （A種優先配当金）<br/> 第11条の2 当社は、第29条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先株式登録質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、第11条の26に定める支払順位に従い、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率5.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を</p> |

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p>3位を四捨五入する。)。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>2. ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積未払A種優先配当金を除く。)が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払A種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払A種優先配当金(以下「累積未払A種優先配当金」という。)を、第11条の19に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して支払うものとする。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(A種期中優先配当金)</p> <p>第11条の3 当社は、第29条第2項又は第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率5.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる</p> | <p>四捨五入する。)。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>2. ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積未払A種優先配当金を除く。)が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払A種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払A種優先配当金(以下「累積未払A種優先配当金」という。)を、第11条の26に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して支払うものとする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(A種期中優先配当金)</p> <p>第11条の3 当社は、第29条第2項又は第3項の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、第11条の26に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額に年率5.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種期中優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる</p> |

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p>日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>(残余財産の分配)<br/>第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(金銭を対価とする償還請求権)<br/>第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下本章において「償還請求」という。）ができる。<br/>当社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われたA種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額</p> | <p>日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>(残余財産の分配)<br/>第11条の4 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、第11条の26に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、第11条の5第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金及び累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(金銭を対価とする償還請求権)<br/>第11条の5 A種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下本章において「償還請求」という。）ができる。<br/>当社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われたA種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種優先株式及びC種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日に</p> |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>を超える場合には、償還請求が行われたA種優先株式及び取得請求権が行使されたB種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式及びB種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。</p> <p>2. (条文省略)<br/>3. (条文省略)</p> <p>第2章の3 B種優先株式</p> <p>(B種優先配当金)</p> <p>第11条の11 当会社は、第29条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先株式登録質権者」といい、B種優先株主と併せて「B種優先株主等」という。）に対し、第11条の19に定める支払順位に従い、B種優先配当金として、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率2.9%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「B種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の12に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> | <p>おける分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたA種優先株式及び取得請求権が行使されたB種優先株式及びC種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。</p> <p>2. (現行どおり)<br/>3. (現行どおり)</p> <p>第2章の3 B種優先株式</p> <p>(B種優先配当金)</p> <p>第11条の11 当会社は、第29条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先株式登録質権者」といい、B種優先株主と併せて「B種優先株主等」という。）に対し、第11条の26に定める支払順位に従い、B種優先配当金として、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率2.9%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「B種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、第11条の12に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>2. ある事業年度において、B種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払B種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払B種優先配当金（以下「累積未払B種優先配当金」という。）を、第11条の19に定める支払順位に従い、B種優先株主等に対して支払うものとする。</p> <p>3. （条文省略）</p> <p>（B種期中優先配当金）<br/> 第11条の12 当社は、第29条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率2.9%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>（残余財産の分配）<br/> 第11条の13 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、B種優先株式1株当たり、第11条の14第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額</p> | <p>2. ある事業年度において、B種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払B種優先配当金を除く。）が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払B種優先配当金（以下「累積未払B種優先配当金」という。）を、第11条の26に定める支払順位に従い、B種優先株主等に対して支払うものとする。</p> <p>3. （現行どおり）</p> <p>（B種期中優先配当金）<br/> 第11条の12 当社は、第29条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主等に対して、第11条の26に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額に年率2.9%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>（残余財産の分配）<br/> 第11条の13 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主等に対して、第11条の26に定める支払順位に従い、B種優先株式1株当たり、第11条の14第2項に定める基本償還価額相当額から、同項に定める控除価額相当額を控除した金額</p> |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。))と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたB種期中優先配当金及び累積未払B種優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(金銭を対価とする償還請求権)<br/> 第11条の14 B種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下本章において「償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われたB種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたB種優先株式及び取得請求権が行使されたA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式及びB種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。</p> <p>2. (条文省略)</p> | <p>(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、同項に定める基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下本章において同じ。))と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたB種期中優先配当金及び累積未払B種優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(金銭を対価とする償還請求権)<br/> 第11条の14 B種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下本章において「償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われたB種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種優先株式及びC種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたB種優先株式及び取得請求権が行使されたA種優先株式及びC種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。</p> <p>2. (現行どおり)</p> |

| 現行定款                         | 変更案   |
|------------------------------|---|
| <p>3. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>3. (現行どおり)</p> <p>第2章の4 C種優先株式</p> <p>(C種優先配当金)</p> <p><u>当社は、第29条第1項の規定に従い、事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)</u><br/> <u>又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先株式登録質権者」といい、C種優先株主と併せて「C種優先株主等」という。)</u>に対し、第11条の26に定める支払順位に従い、C種優先配当金として、C種優先株式1株につき、C種優先株式の払込金額に年率2.9%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)<br/> から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)<br/> までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額(以下「C種優先配当金額」という。)<br/> を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)<br/> ただし、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がC種優先株式を取得した場合、当該C種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。</p> <p>2. ある事業年度において、C種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積未払C種優先配当金を除く。)<br/> が、当該事業年度に係るC種優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払C種優先配当金」という。)<br/> は翌事業年度以降に累積する。<br/> 当社は、累積した未払C種優先配当金(以下「累積未払C種優先配当金」という。)<br/> を、第11条の26に定める支払順位に従い、C種優先株主等に対して支払うものとする。</p> <p>3. 当社は、C種優先株主等に対して、C種優先配当金及び累積未払C種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。</p> |

|      |   |
|------|---|
| 現行定款 | 変更案   |
|      | <p>(残余財産の分配)<br/> <u>当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主等に対して、第11条の26に定める支払順位に従い、C種優先株式1株当たり、C種払込金額にC種累積未払配当金を加算した額を金銭により支払う。</u></p> <p>2. <u>C種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>(金銭を対価とする取得請求権)<br/> <u>第11条の21 C種優先株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、C種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下本章において「償還請求」という。)ができる。当社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を本章において「償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったC種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われたC種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種優先株式及びB種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたC種優先株式及び取得請求権が行使されたA種優先株式及びB種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。</u></p> <p>2. <u>C種優先株式1株当たりの取得価額は、C種優先株式の払込金額に累積未払C種優先配当金を加算した額とする。</u></p> <p>3. <u>本条第1項に基づく償還請求の効力は、C種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u></p> |

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p>第2章の4 優先順位</p> <p>(優先順位)<br/> 第11条の19 A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金、累積未払A種優先配当金、累積未払B種優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、累積未払A種優先配当金及び累積未払B種優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株式の優先配当金及びB種優先株式の優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普</p> | <p>(金銭を対価とする取得条項)<br/> 第11条の22 当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、C種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。C種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。C種優先株式1株当たりの取得価額は、C種払込金額にC種累積未払配当金を加算した額とする。</p> <p>(議決権)<br/> 第11条の23 C種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(株式の併合又は分割等)<br/> 第11条の24 法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。C種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</p> <p>(C種優先株式に係る譲渡制限)<br/> 第11条の25 当社のC種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。</p> <p>第2章の5 優先順位</p> <p>(優先順位)<br/> 第11条の26 A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金、C種優先配当金、累積未払A種優先配当金、累積未払B種優先配当金、累積未払C種優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、累積未払A種優先配当金、累積未払B種優先配当金及び累積未払C種優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金及びC種優先株式の優先配当金を第2</p> |

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p>通登録株式質権者を含むがこれに限られない。) に対する剰余金の配当を第3順位とする。</p> <p>2. A種優先株式、B種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る剰余金の分配の支払順位は、A種優先株式及びB種優先株式に係る剰余金の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る剰余金の分配を第2順位とする。</p> <p>3. （条文省略）</p> | <p>順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第3順位とする。</p> <p>2. A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る剰余金の分配の支払順位は、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る剰余金の分配を第2順位とする。</p> <p>3. （現行どおり）</p> |